

(仮称)吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
素案

目次

I	序論	1
1	策定の趣旨	1
2	第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係	2
3	計画期間	2
II	第2期人口ビジョン	3
1	位置付け・対象期間	3
2	国のビジョン（まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版））概要	3
3	第2期人口ビジョン及び考え方	4
III	進捗管理	3
IV	基本目標・数値目標	7
1	基本目標	7
2	数値目標	9
V	基本的方向・具体的施策・KPI	10
	基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち	10
	基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち	10
	基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち	11
	基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	11
	基本目標に共通する視点 デジタルを活用した課題解決・広域連携	12
VI	附属資料	13
1	第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括	13
2	第2期人口ビジョンの推計方法	17
3	用語集	18

「*」は用語集に記載の用語です

I 序論

1 策定の趣旨

日本は、平成 20 年（2008 年）を境に「人口減少時代」に突入しています。現状のままでは、今後、急速に人口減少・少子高齢化が進行し、国民の生活に様々な悪影響が及ぶ可能性があることから、国は、まち・ひと・しごと創生法*に基づき、平成 26 年（2014 年）12 月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「国の総合戦略」という。）を策定しました。その後、令和元年（2019 年）12 月には、前期の主な取組の方向性を引き継ぎながら、「新しい時代の流れを力にする」、「多様な人材の活躍の推進」を新たな視点として加えた「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて改訂を行いました。

テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでと大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生*を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するため、令和 4 年（2022 年）12 月には、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略*」（以下、「国のデジタル総合戦略」という。）を策定しました。本構想の実現に当たっては、国と地方が連携・協力しながら推進することが必要であり、自治体には新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かし、地方版総合戦略の策定、改訂に努めることが求められています。

本市においても、国の総合戦略に基づき、平成 28 年（2016 年）3 月に「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第 1 期総合戦略」という。）を策定しました。人口減少問題に対応し、これまで受け継がれてきた本市の魅力を将来にわたって維持するとともに、誰もが安心して豊かに暮らし、活躍できるまちとして発展し続けるための取組を進めてきました。策定時の人口ビジョンにおけるシミュレーションでは、令和 2 年（2020 年）の人口を 36.4 万人と想定していましたが、同年の国勢調査では 2 万人以上上回る 38.6 万人となりました。増加要因は、転入超過が続いたことで、とりわけ生産年齢人口の増加が見られたことから、この世代に選ばれるための魅力向上ができたものと考えています。

令和 5 年度（2023 年度）をもって第 1 期総合戦略の計画期間が終了することから、国のデジタル総合戦略も踏まえ、「吹田市第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「本総合戦略」という。）を策定します。また、策定に当たっては、令和 10 年度（2028 年度）までの 10 年を計画期間とする第 4 次総合計画基本計画が中間見直しの時期を迎えることから、第 4 次総合計画の見直しと本総合戦略の策定を一体的に進めるとともに、整合を図ることとします。

2 第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法*第10条に基づき、国のデジタル総合戦略を踏まえ策定します。

また、令和元年（2019年）に策定した第4次総合計画の基本計画を改訂するに当たって、本総合戦略の策定と一体的に行うこととしています。そのため、第4次総合計画基本計画改訂版の政策及び施策を、本総合戦略の基本目標を達成するための基本的方向・具体的施策として再整理します。

参考：第4次総合計画基本計画改訂版と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

第4次総合計画基本計画改訂版（素案）

大綱4 子育て・学び				
政策1 子育てしやすいまちづくり				
目標 (めざすまちの姿)	安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまち			
施策				
4-1-1	就学前の教育・保育の充実	児童部		
多様な保育ニーズに対応しながら、必要に応じて、保育所や認定こども園などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実に努めます。				
4-1-2	地域の子育て支援の充実	児童部・健康医療部		
妊産婦や保護者の負担や不安を軽減するため、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供する機会や相談体制の充実に努めます。また、訪問支援や育児教室、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。				
4-1-3	配慮が必要な子供・家庭への支援	児童部・福祉部・健康医療部		
発達に支援を必要とする子供や医療的ケアを必要とする子供、ひとり親家庭、生活困窮世帯の子供、ヤングケアラーがいる家庭など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実に努めます。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。				
■ 施策指標 ■				
施策	指標名	策定時	見直し時 (R3)	目標 (R10)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人	5,160人	5,000人
4-1-2	吹田市で子育てをしたいと思う親の割合	95.9% (H29年度)	96.7%	98%
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合	72.2% (H29年度)	51.8%	100%
4-1-3	「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合	87% (H29年度・20人)	87.5% (24人)	100%

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 V 基本的方向及び具体的施策・KPI

基本目標

出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち

基本的方向

= 対応する第4次総合計画基本計画改訂版の政策

4-1 子育てしやすいまちづくり

具体的施策・KPI

= 対応する第4次総合計画基本計画改訂版の施策・施策指標

4-1-1 就学前の教育・保育の充実
《KPI》・保育所などの待機児童数

4-1-2 地域の子育て支援の充実
《KPI》・「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数
・吹田市で子育てをしたいと思う親の割合

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援
《KPI》・生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、助産師、民生委員・児童委員などが訪問や面談を行った割合
・「ひとり親家庭就業相談」における就業支援の利用により就業につながったひとり親の割合

3 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年とします。

II 第2期人口ビジョン

1 位置付け・対象期間

本市の第2期人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン*（令和元年改訂版）」の趣旨を踏まえ、本市の人口の現状分析を行い、現在の本市の人口増加基調が持続すると仮定した場合に導き出される人口推計を将来展望として示すものです。第2期人口ビジョンの推計期間は、第4次総合計画の人口推計と合わせ、令和22年（2040年）までとします。

また、第2期人口ビジョンを基礎資料とし、本総合戦略の基本目標・数値目標を策定します。

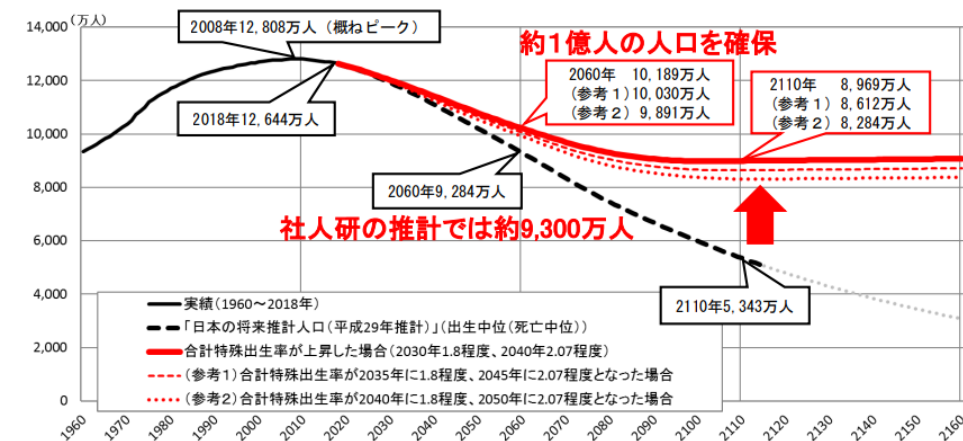
2 国のビジョン（まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版））概要

人口減少が急速に進むと、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなります。このため、平成26年（2014年）に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向を提示することを目的として、国のビジョンが策定されました。

その後の国立社会保障・人口問題研究所*の推計では、当時より人口減少のスピードはやや遅くなっているものの、決して危機的な状況が変わったわけではありません。この困難な課題に国と地方公共団体の全ての関係者が力を合わせて取り組んでいけるよう、令和元年（2019年）に改訂された国のビジョン（令和元年改訂版）の概要は以下のとおりです。

- (1) 合計特殊出生率*は、1970年代半ばに人口規模が長期的に維持される水準を下回り、その状態が今日まで約40年以上続いている。
- (2) 国立社会保障・人口問題研究所*「将来推計人口（平成29年推計）」では、このまま人口が推移すると、2060年の総人口は9,284万人にまで落ち込むと推計されている。
- (3) 仮に2040年に出生率が人口置換水準*と同程度の値である2.07まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2100年前後には人口が定常状態になることが見込まれている。
- (4) 人口減少への対策を早く講じ、出生率が早く向上すればするほど、将来人口に与える効果は大きく、出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口はおおむね300万人ずつ減少することになる。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位（死亡中位）
(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
(注3) 実績（2018年までの人口）は、総務省「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。2115～2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

3 第2期人口ビジョン及び考え方

第2期人口ビジョンについては、第1期人口ビジョンや実績、第4次総合計画人口推計も踏まえて検討し、人口増に寄与していると考えられる要因が今後も続くと仮定した場合の将来展望として示すものです。人口ビジョン及び人口推計は、いずれもコーホート要因法*を用いて推計を行っており、その結果は以下のとおりです。

(1) 第1期人口ビジョン（平成28年（2016年）3月策定）

第1期人口ビジョンは、合計特殊出生率*が令和12年（2030年）頃までに1.8程度、令和22年（2040年）頃までに2.07程度まで向上し、若者の転出超過が25%程度抑制され、子育て世帯等の転入超過が促進されると仮定して推計したものです。令和2年（2020年）には36.4万人になると推計していましたが、本市における総人口は、近年増加傾向にあり、令和2年（2020年）に行った国勢調査の結果は38.6万人です。想定以上に転入超過となったことで、人口ビジョンで見込んでいたよりも2万人以上、上回る結果となりました。

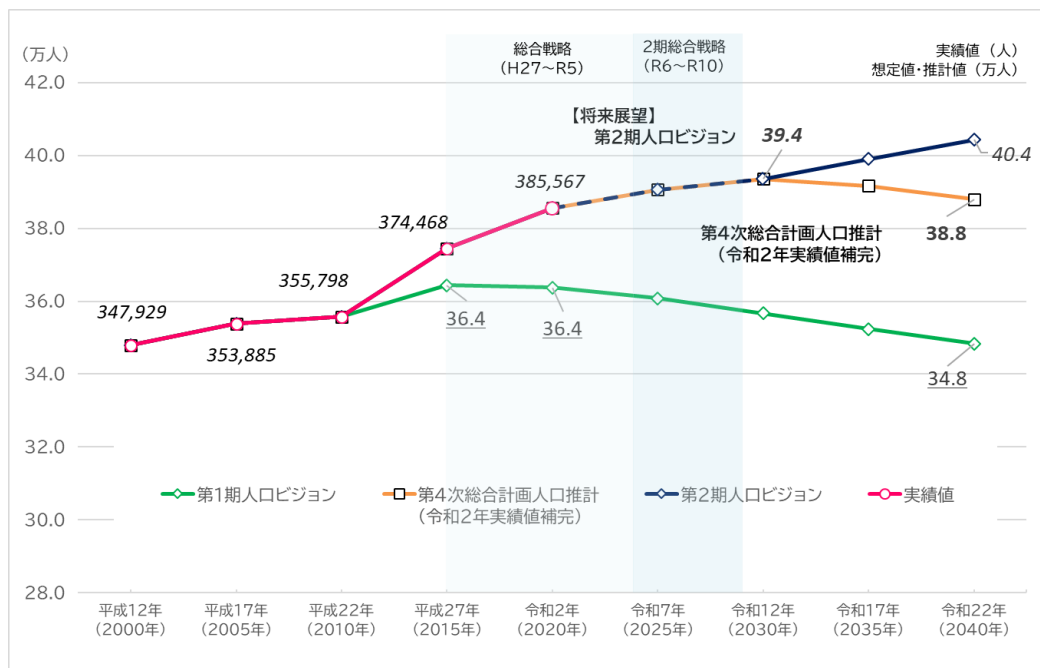
(2) 第4次総合計画人口推計（平成31年（2019年）3月策定）・実績値補完

第4次総合計画基本計画改訂に当たって、令和2年（2020年）に行った国勢調査の結果を補完した第4次総合計画人口推計では、令和12年（2030年）の39.4万人をピークに人口減少傾向に入る推計となっています。

(3) 第2期人口ビジョン（令和6年（2024年）3月策定）

第2期人口ビジョンでは、近年の転入超過の傾向（平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの国勢調査及び令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの住民基本台帳による）が続くとともに、全国的にも吹田市としても出生率が回復傾向にあった平成27年（2015年）ごろの出生の傾向（国立社会保障・人口問題研究所*が示す「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」（最新版）による吹田市の合計特殊出生率*1.47前後）が続くと仮定して推計しています。人口増加が続き、令和22年（2040年）には40.4万人になると想定できます。

図表1 人口ビジョン及び人口推計



また、年齢3区分人口は、令和2年（2020年）の国勢調査の結果によると、0～14歳の年少人口が13.5%、15～64歳の生産年齢人口が62.6%、65歳以上の高齢者人口が23.8%です。

年少人口の比率について、令和2年（2020年）時点では第1期人口ビジョンの推計を上回っていますが、第4次総合計画人口推計（令和2年実績値補完）では、今後は年少人口比率の低下が進み、令和22年（2040年）には11%まで低下すると推計しています。第2期人口ビジョンでも低下傾向にありますが、13%前後を維持する想定です。

生産年齢人口の比率については、いずれの推計においても低下の傾向が見られますが、第1期人口ビジョンと第2期人口ビジョンを比較すると、その低下の速度は改善されています。

高齢者人口の比率について、第1期人口ビジョン及び第4次総合計画人口推計（令和2年実績値補完）では、令和22年（2040年）に30%を超える推計となっています。第2期人口ビジョンでは30%を超えることなく推移し、75歳以上人口についても緩やかな上昇と想定しています。

図表2 年齢3区分人口

(万人)

		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第1期 人口ビジョン	総人口	36.4	36.1	35.7	35.2	34.8
	0～14歳	4.8	4.7	4.7	4.9	5.1
	15～64歳	22.3	21.9	21.1	19.9	18.5
	65歳以上	9.3	9.5	9.8	10.5	11.2
	(75歳以上)	4.9	5.8	6.0	5.9	6.1
	0～14歳	13.1%	13.1%	13.3%	13.9%	14.7%
	15～64歳	61.4%	60.7%	59.1%	56.4%	53.2%
	65歳以上	25.6%	26.2%	27.6%	29.8%	32.1%
(75歳以上)	13.3%	16.1%	16.9%	16.8%	17.4%	

※ 令和2年（2020年）の数値は推計値

(万人)

		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第4次 総合計画 人口推計 (令和2年 実績値補完)	総人口	38.6	39.1	39.4	39.2	38.8
	0～14歳	5.2	5.1	4.8	4.4	4.3
	15～64歳	24.2	24.5	24.6	23.9	22.6
	65歳以上	9.2	9.5	10.0	10.9	11.9
	(75歳以上)	4.8	5.8	6.1	6.0	6.3
	0～14歳	13.5%	13.0%	12.1%	11.3%	11.0%
	15～64歳	62.6%	62.8%	62.4%	60.9%	58.3%
	65歳以上	23.8%	24.3%	25.5%	27.8%	30.8%
(75歳以上)	12.4%	14.8%	15.4%	15.4%	16.2%	

※ 令和2年（2020年）の数値は実績値

(万人)

		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
第2期 人口ビジョン	総人口	38.6	39.1	39.4	39.9	40.4
	0～14歳	5.2	5.4	5.3	5.1	5.1
	15～64歳	24.2	24.2	24.0	24.1	23.7
	65歳以上	9.2	9.5	10.0	10.8	11.6
	(75歳以上)	4.8	5.8	6.1	6.0	6.3
	0～14歳	13.5%	13.8%	13.5%	12.8%	12.6%
	15～64歳	62.6%	62.0%	61.1%	60.3%	58.6%
	65歳以上	23.8%	24.3%	25.4%	26.9%	28.8%
(75歳以上)	12.4%	14.8%	15.4%	15.1%	15.5%	

※ 令和2年（2020年）の数値は実績値

Ⅲ 進捗管理

本総合戦略では、まち・ひと・しごと創生を図るための基本目標を掲げ、基本目標を実現するための具体的施策を提示します。

本総合戦略の推進に当たっては、第1期総合戦略と同様に、実施した施策の成果・進捗などを検証し、適宜、改善を行いながら施策を推進するといったPDCAサイクル*に沿って、効果的・効率的に取り組を進めます。

評価は、第4次総合計画の評価（行政評価*）と合わせて実施することとし、本総合戦略の推進機関である、関係部局の長で構成する「吹田市まち・ひと・しごと創生推進委員会」、客観性や透明性を確保するとともに多様な意見を反映させるため、市民・産業界・大学などの関係者で構成する「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議」を、必要に応じて開催します。

また、本総合戦略では、基本目標における数値目標及びKPI（Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標。）*の2種類の指標を設定し、基本目標の達成度や施策の成果を検証するために用います。

【本総合戦略で用いる指標】

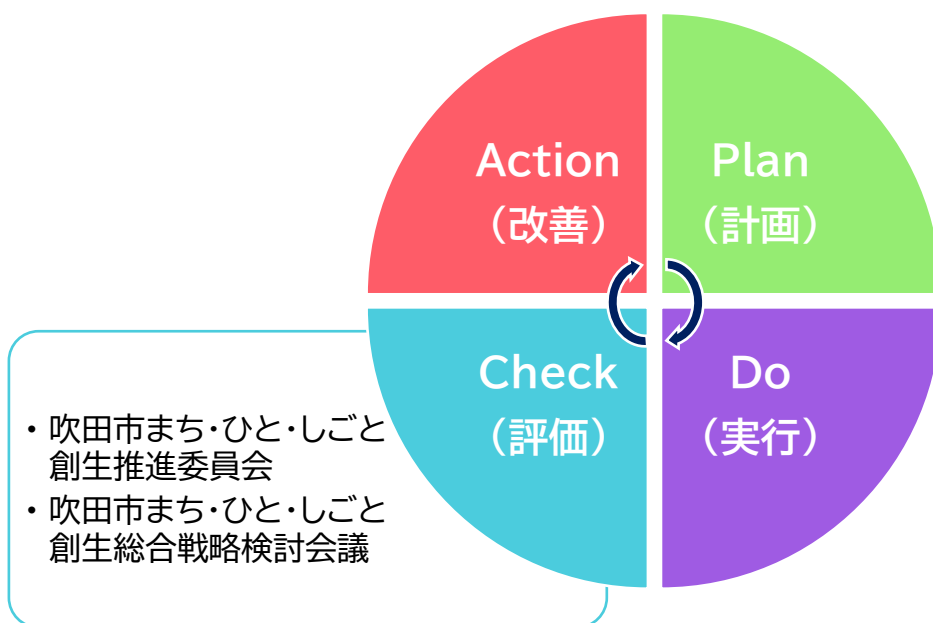
- 基本目標における数値目標

基本目標の達成度を測るための指標とします。

- KPI（重要業績評価指標）*

基本目標の実現のために実施した具体的施策について、成果や進捗を客観的に評価するための指標とします。

【PDCAサイクル*（第4次総合計画の評価（行政評価*）と合わせて実施）】



IV 基本目標・数値目標

第2期人口ビジョン（将来展望）では、合計特殊出生率* 1.47 前後と転入超過の継続を前提に、令和22年（2040年）においても人口は増加し、年少人口割合が現在と同水準の13%程度を維持するというシミュレーションをしています。その一方で65歳以上の高齢者人口も増加し、特に75歳以上高齢者の割合は令和12年（2030年）には15%を超えると想定しています。こうした将来展望を踏まえ、4つの基本目標を定めるとともに、令和10年度（2028年度）に達成すべき数値目標を設定します。

1 基本目標

4つの基本目標と、それぞれの基本目標が関連する第4次総合計画の主な大綱は次のとおりです。政策・施策との関連は、「V 基本的方向・具体的施策・KPI」で整理します。

基本目標	第4次総合計画 関連する主な大綱
1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち	大綱4（子育て・学び）
2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち	大綱3（福祉・健康）
3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち	大綱7（都市魅力）
4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	大綱1（人権・市民自治） 大綱2（防災・防犯） 大綱5（環境） 大綱6（都市形成）
共通する視点 デジタルを活用した課題解決・広域連携*	大綱8（行政経営）

基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち

出生率の低下が続く中、人口ビジョンの想定に近づけていくためには、これまで以上に子育ての不安や負担感の軽減を図ることが重要です。それによって出産・子育てに前向きな希望を持つ若い世代が増え、子育て世帯の転入意向・定住意向にもつながるものと考えます。

安心して子供を産み育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない包括的な相談支援体制の構築や、働きながら子育てができる環境の整備、全ての子供の豊かな学びの提供など、家庭、地域、学校などとの連携のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。

基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち

本市の平均寿命・健康寿命*は国や大阪府の値を上回っています。今後は、健康寿命*の更なる延伸を図るとともに、どのような健康状態であっても、全ての市民が心豊かに生活できるよう、個人を取り巻く社会環境の整備やその改善を通じて、生活の質の向上をめざしていくことが重要です。そのためには、若い世代からの健康づくりや、高齢化に向けた介護予防に取り組むとともに、介護や介助が必要となっても安心して暮らせるまちづくりが必要です。

自分らしく、人生を通じて笑って（＝「笑涯（しょうがい）」）輝き、健やかに暮らし続けられるよう、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心してこころ豊かに暮らすための施策の充実をめざします。

基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち

本市は、高い利便性と豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業が立地する産業集積都市であり、開業率は全国的にも高い水準にあります。

市民が愛着を持ち、住み続けたい、離れてもまた戻りたいと思えるまちに向け、市の強みや魅力のさらなる向上と新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、雇用の創出や地域経済の活性化をめざし、地元企業の事業活動や創業支援に取り組むことも必要です。

そういった本市の「住むにも働くにもぴったり」な魅力を向上させることにより、転入超過につなげるとともに、まちへの愛着の高まりによって定住人口の増加をめざします。

基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち

人権尊重と市民自治の確立をはじめ、安心して安全に暮らせるまちに向けた防災・減災、防犯などの取組、持続可能な社会をめざした脱炭素*、資源循環、自然共生の取組、安心して快適に暮らせる魅力ある都市空間の形成、市民の暮らしを支える道路・上下水道などの都市施設の計画的な整備や維持管理・更新など、誰もが安心して暮らし続けられるまちをめざし、さまざまな施策の推進に取り組めます。

基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携

国のデジタル総合戦略では、「デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化」することを施策の方向として掲げ、デジタル実装*の基礎条件整備を進めていくとしています。本市においても、ICT*の利活用とデジタルデバイド*対策を進め、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）*の推進により、デジタルの力を活用した課題解決を図ります。

同じく国は、社会課題や地域がめざす理想像が共通する地域も存在することから、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携し、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことが重要としています。本市も各基本目標の達成やデジタル活用による課題解決に向け、それぞれの自治体が持つ強みを活かし、情報を共有するなど、他の自治体とも協力・連携して地域の課題に取り組むため、地域の枠を越えた自治体間の広域連携*、近隣中核市との連携に努めます。

2 数値目標

4つの基本目標の進捗状況を測るため、3つの数値目標を設定します。これらの数値目標は、どれか1つの基本目標及びそのための施策のみによって達成されるものではなく、様々な施策が相互に作用することで達成されるものであることから、本総合戦略全体での数値目標として位置づけます。

数値目標1 年少人口割合 13%以上を維持

国の年少人口（0～14歳）割合は、令和2年（2020年）に11.9%であり、平成27年（2015年）の12.6%と比べると0.7ポイント下がっています。

本市の年少人口割合は、令和2年（2020年）に13.5%、平成27年（2015年）に13.7%で、0.2ポイントの差です。国よりも年少人口割合は上回っており、減少も緩やかではあるものの、減少傾向にあることには違いありません。

第4次総合計画の人口推計では、令和7年（2025年）は13.0%ですが、令和22年（2040年）には11.0%となり、年少人口割合は緩やかに減少していくと予想しています。

第2期人口ビジョンの想定では、令和12年（2030年）の年少人口割合が13.5%であることから、「**年少人口割合 13%以上を維持**」を目標とします。

数値目標2 健康寿命 平均寿命の増加分を上回る増加

図表3 平均寿命・健康寿命*（令和2年（2020年））

	男性		女性	
	平均寿命	健康寿命*	平均寿命	健康寿命*
国	81.5歳	80.1歳	87.6歳	84.4歳
大阪府	80.8歳	79.3歳	87.4歳	83.9歳
吹田市	83.1歳	81.7歳	88.5歳	85.2歳

本市は、男女ともに平均寿命、健康寿命*（日常生活動作が自立している期間の平均）のいずれも国・府の値を上回っています。今後も平均寿命が延伸することを前提とした上で、「**平均寿命の増加分を上回る健康寿命*の増加**」を目標とします。

数値目標3 市民の定住意向 70%

市が実施する市民意識調査において、「今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている」と答えた市民の割合は、平成26年度（2014年度）には57.8%でしたが、令和4年（2022年度）には61.4%と8年間で3.6ポイント上昇しています。

第4次総合計画では、令和10年度（2028年度）の目標を70%としていることから、本総合戦略においても同様に、市民意識調査における「**市民の定住意向 70%**」を目標とします。

V 基本的方向・具体的施策・KPI

基本目標の実現のため、目標ごとに基本的方向を定め、それに沿って具体的施策を進めます。基本的方向及び具体的施策は、第4次総合計画基本計画改訂版の政策及び施策を位置づけ、第4次総合計画基本計画改訂版における施策指標をKPI*とします。

基本的方向・具体的施策の表の見方

「第4次総合計画基本計画改訂版」の大綱・政策・施策番号及び記載ページ

基本的方向1 平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.12~13
具体的施策1 男女共同参画の推進		施策1-1-3

基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち

基本的方向1 平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.12~13
-------------------------------	---------------	---------

具体的施策1 男女共同参画の推進

施策1-1-3

基本的方向2 子育てしやすいまちづくり

大綱4政策1

p.28~29

具体的施策1 就学前の教育・保育の充実
 具体的施策2 地域の子育て支援の充実
 具体的施策3 配慮が必要な子供・家庭への支援

施策4-1-1

施策4-1-2

施策4-1-3

基本的方向3 学校教育の充実したまちづくり

大綱4政策2

p.30~31

具体的施策1 学校教育の充実
 具体的施策2 学校教育環境の整備

施策4-2-1

施策4-2-2

基本的方向4 青少年がすこやかに育つまちづくり

大綱4政策3

p.32~33

具体的施策1 青少年の健全育成
 具体的施策2 放課後の居場所の充実

施策4-3-1

施策4-3-2

基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、健やかに暮らせるまち

基本的方向1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

大綱3政策1

p.20~21

具体的施策1 生きがいづくりと社会参加の促進
 具体的施策2 暮らしを支える支援体制の充実
 具体的施策3 介護保険制度の安定的運営

施策3-1-1

施策3-1-2

施策3-1-3

基本的方向2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり

大綱3政策2

p.22~23

具体的施策1 生活支援など暮らしの基盤づくり
 具体的施策2 社会参加の促進

施策3-2-1

施策3-2-2

基本的方向3	地域での暮らしを支えるまちづくり	大綱3政策3	p.24~25
具体的施策1	地域福祉の推進		施策3-3-1
具体的施策2	生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営		施策3-3-2
基本的方向4	健康・医療のまちづくり	大綱3政策4	p.26~27
具体的施策1	健康づくりの推進		施策3-4-1
具体的施策2	健康で安全な生活の確保		施策3-4-2
具体的施策3	地域医療体制の充実		施策3-4-3
具体的施策4	健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進		施策3-4-4
基本的方向5	生涯にわたり学べるまちづくり	大綱4政策4	p.34~35
具体的施策1	生涯学習活動の支援		施策4-4-1
具体的施策2	生涯学習環境の整備		施策4-4-2
基本的方向6	文化・スポーツに親しめるまちづくり	大綱7政策2	p.44~45
具体的施策1	地域におけるスポーツの振興		施策7-2-3
基本目標3	住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち		
基本的方向1	地域経済の活性化を図るまちづくり	大綱7政策1	p.42~43
具体的施策1	産業振興と創業支援		施策7-1-1
具体的施策2	就労と働きやすい環境づくりへの支援		施策7-1-2
基本的方向2	文化・スポーツに親しめるまちづくり	大綱7政策2	p.44~45
具体的施策1	文化の振興		施策7-2-1
具体的施策2	文化財の保存と活用		施策7-2-2
基本的方向3	市民が愛着をもてるまちづくり	大綱7政策3	p.46~47
具体的施策1	魅力の向上と発信		施策7-3-1
具体的施策2	本市独自の強みを生かしたまちづくり		施策7-3-2
基本目標4	誰もが安心して暮らし続けられるまち		
基本的方向1	平和と人権を尊重するまちづくり	大綱1政策1	p.12~13
具体的施策1	非核平和への貢献		施策1-1-1
具体的施策2	人権の保障		施策1-1-2

基本的方向 2	市民自治によるまちづくり	大綱 1 政策 2	p.14~15
具体的施策 1	情報共有の推進		施策 1-2-1
具体的施策 2	市民参画・協働の推進		施策 1-2-2
具体的施策 2	コミュニティ活動への支援		施策 1-2-3
基本的方向 3	災害に強く安心して暮らせるまちづくり	大綱 2 政策 1	p.16~17
具体的施策 1	危機管理体制の充実		施策 2-1-1
具体的施策 2	防災力・減災力の向上		施策 2-1-2
具体的施策 2	消防・救急救命体制の充実		施策 2-1-3
基本的方向 4	犯罪を許さないまちづくり	大綱 2 政策 2	p.18~19
具体的施策 1	防犯力の向上		施策 2-1-1
具体的施策 2	消費者意識の向上		施策 2-1-2
基本的方向 5	環境先進都市のまちづくり	大綱 5 政策 1	p.36~37
具体的施策 1	脱炭素社会への転換の推進		施策 5-1-1
具体的施策 2	資源を大切にす社会システムの形成		施策 5-1-2
具体的施策 3	安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進		施策 5-1-3
基本的方向 6	みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	大綱 6 政策 1	p.38~39
具体的施策 1	土地利用誘導と良好な景観形成		施策 6-1-1
具体的施策 2	良好な住環境の形成		施策 6-1-2
具体的施策 3	みどりの保全と創出		施策 6-1-3
基本的方向 7	安全・快適な都市を支える基盤づくり	大綱 6 政策 2	p.40~41
具体的施策 1	道路などの整備		施策 6-2-1
具体的施策 2	水道の整備		施策 6-2-2
具体的施策 3	下水道の整備		施策 6-2-3
具体的施策 4	交通環境の整備		施策 6-2-4
基本的方向 8	行政資源の効果的活用	大綱 8 政策 1	p.48~49
具体的施策 1	公共施設の最適化		施策 8-1-2
具体的施策 2	働きやすい職場づくり・人材育成の推進		施策 8-1-3

基本目標に共通する視点 デジタルを活用した課題解決・広域連携*

基本的方向 1	行政資源の効果的活用	大綱 8 政策 1	p.48~49
具体的施策 1	効果的・効率的な行財政運営の推進		施策 8-1-1
具体的施策 2	ICT の利活用		施策 8-1-4